

玉置系図

拝復 お手紙拝見致しました。

南紀方面旅行中だったのでお返事が遅れ申しわけありません。

玉置権之守直和の件ご調査の由、当方でわかっていますことだけ申しあげます。

権之守直和高野山へ出家後「一咄」と号し茶道瑞穂流を興し、流祖となつて私で丁度十六代を經ています。

先般高野山へ参りました節、高野山大学教授より木食上人（直和の名）のことを承りましたが、当時豊臣秀吉が高野山攻めを計画した際、秀吉に諫言して高野攻めをあきらめさせたので、高野山では恩人であると申されておりました。

和佐生蓮寺には直和の僧侶姿のご承知の如く安置されていますが、私も度々参詣させて頂いております。そのお堂の右手に「瑞穂流中興の祖玉置一淑翁」の碑がありますが、一淑は私の先々代で先代玉置一成が建つたものです。

その一成の著書「茶道要鑑」（大正四年十一月発行・昭和三年四月十版）に、流祖玉置権之守直和のことが調べて掲載してありますので、その写しを別紙に書いて同封して置きましたので、参考にして下さい。

なお直和の字を頂いて私の長男に「直丞」次男に「和及」とつけさせてもらっています。

また直和の事跡に関しては、御地の郷土史家清水長一郎氏も「玉置家

の由来」として、国会議員玉置和男氏選挙の時当方へ送ってこられました。たが、矢張り「茶道要鑑」に載せてあるようなことを書いておられました。玉置和男氏も矢張り一族のようです。

右取不敢お返事まで

七月七日

玉置 転留 男

川辺町文化財審議委員会殿

流儀の系統（茶道要鑑下巻30頁）

遠く祖先をたすぬ釋ると、岩城判官といふ、奥州の人であつたが、朝帝の勅勘を蒙つて、奥熊野に流されて、十六代間同地に住んだ（或は三十代ともいふ）。その何れの代であつたか、天より宝玉が降り来つて、樹の枝に懸つた事がある。数年の後それが、地に落ちたのをすはま檢するに□形石であつた。夫れより玉置たまきと名乗つて、家紋に州浜すはまを用ゐる事になつた。又玉置の庄司の覚へ書に、元は二条家より出で、藤原姓を名乗り、延喜元年三月三日、和州十津川に於て、十八郷を給り、玉置山に入るとある。又文治十三年同郡安井村河内明神社、造宮の棟札に、玉置左衛門太夫とある。

其後玉置の庄司氏清は、熊野竹原に住して千石余りを領して居つた。所が建久年間に源平の乱が起つて、平の維盛は熊野沖で入水をして歿した。其の子巴豆丸といふのが、亡父の後世を弔はんと遙々熊野に来て、庄司氏清の許に止まつた。この氏清に娘一人有つたが、後を嗣ぐ者がないので巴豆丸はずまるを女婿とした。延喜より約四百年を経た建武の頃、十三代の玉置の庄司盛高もりたかは、鎌倉のため南朝に背いて、高野山より十津川に到る間、所々に砦を築いたり、柵を構へて、護良親王の通路を遮らんとしたが、命旨つみを拝して大いに感激し、遽かに当方に走り参じて、紀州有田

の郡で大いに軍功が有ったから、大塔の宮より直の一字と、州浜に菊の紋章を給ひ、惣領一人末代まで用ゐることを許された。

そこで日高郡山地東村に、鶴ヶ城を営みむ、下野守直虎と稱して之に住んだ。其舎弟に大宣といふ者があつて、同郡和佐の豪族、川上采女の横暴を憤り、其城を攻めて戦はずして、遂に之を陥入れたので、手取城と稱けて之に大宣は住んだ。

其十代の後裔、玉置権之守直和は、天正十三年豊臣が南征の際、直和は豊臣方に與せんと云ひ、舅の湯川直春は却つて之に抗せんと意が有つたので、まづ其女即ち直和の室に離婚復歸するよう使者を立てた。

所が室の曰くに「親子引分かれ敵味方となること、天の冥加も悲しう候えども、一度夫婦の縁を結び、年頃相馴れし身の、此節に及んでいかで夫を見放し申すべき。一命を惜み夫を見捨てては永く湯川の家名を汚し、却つて不幸の身とならん。父上もかばかりの道理を弁へさせられぬは有らねど、遠が恩愛にほだされ給ひての御心の内こそ忝なけれ、さりながら妾は固より女の身、矢一筋の便りともならねば、此城を枕として、兎にも角にもなりぬべし」と涙ながらに使者を諭して歸らした。

之を聞いた直春は、女ながらに志のほどこそ神妙であると感賞したと云ふ。けれども直春は嶋右馬之充に命じて、和佐の手取城をせめさした。直和方は之を会の瀬に迎へて戦つたが、直和遂に利あらずして、天正十三年三月二十五日城は落された。

ここに於て翻然悟る所があつて、忽ち劍を棄て高野山に登り、剃髪して名も「仙光院一咄」と稱し、木の実を喰ひて仏学を究め、専ら茶道を以て後世を送る事となつた。この時齡が三十歳であつた。其後間もなく湯川直春は豊臣の為に敗れたから、高野に居ること四年にして和佐に帰り、只管風月に親しんだ。そうして慶長四年五月二十八日、四十一歳で歿した。之が瑞穂流の祖先である。

玉置家累代の菩提寺は日高郡早藤村（蛇尾村？）の信楽寺で、寺内に十四基の石碑と五輪の塔と位牌がある。

表には「木食行與人良 応法印」

裏には「護國中興仙光院発心廿歳木食廿四 入定四十一歳 慶長四年己亥五月二十八日入定 玉置從中興大宣及び十代、俗名太官藤原朝臣直和」

又直和の室の位牌は、同郡江川光性寺にある。

表に「掩粧東陽英贈大姉精靈位」

裏に「湯川中書直春嫡女、高直慈母、施主次男定直」

又同郡和佐村の生蓮寺には一字を建て、自作と伝へる権之守の木像（出家座像）を安置し、存置の位牌は棟伯禪師が同村光照寺の本尊寄進の時、元権之守直和、当時瑞穂斉一咄の冥福を祈るため生前に作ったものである。

表に「仙光院木食行與上人良 応法印 逆修」

裏に「玉置從中興大宣第九代長直嫡子」

慶長三年戊戌年三月廿一日當時一字本尊地藏寄進為報謝於光
照寺建此一牌棟伯禪師とある。

茶道瑞穂流歴代名（茶道要鑑上卷より）

初代	瑞穂斉一咄 <small>とつ</small>	（日高手取城主玉置権之守に始まる）
二代	瑞穂斉一掬 <small>きく</small>	
三代	瑞穂斉一 <small>しう</small> □	
四代	瑞穂斉一誠	
五代	瑞穂斉一眞	
六代	瑞穂斉一 <small>けん</small> □	
七代	瑞穂斉一彰 <small>しょう</small>	
八代	瑞穂斉一 <small>げん</small> 玄	
九代	瑞穂斉一歩 <small>ほ</small>	
十代	瑞穂斉一夢 <small>む</small>	（主馬之輔）
十一代	瑞穂斉一 <small>かく</small> 覺	（三郎太夫源義昌）
十二代	瑞穂斉一枝 <small>し</small>	（滝右衛門源義親、明治九丙子年十一月六日歿、 齡八三 建築学に富み製圖を能す。楊弓に長じ、

十三代 瑞穂斉一則そく（春画・器物の鑑定に巧み）
（金治郎源義周、明治十九年丙戌三月廿七日歿、

齡六三 易学・数学に通じ、荒井流珠算の一派
をなす。紀三井寺の絵馬堂に「金一円を半人に
割る□金二円」の額は有名だった）

十四代 瑞穂斉一淑しゆく（本名清人、柔道は鏡心流の皆伝者、剣道は流

剛流の免許者、小池流の水練に長じ、漢学は碩
儒倉田績氏に、数学は嚴父の直伝、西南役には
少尉で従軍す。大正六年八月八日歿 齡六七）
十五代 瑞穂斉一成せい（本名実之丞 昭和七年十二月十二日歿 齡五

八）
十六代 当代（号一承しやう）元サンケイ新聞社九州総局長、元高槻

市教育委員長 現社団法人大阪市老人クラブ連
合会広報局長

あとがき

玉置転留男男氏から川辺町文化財産審議会宛の書簡で、『川辺町史』玉置関係資料用に尋ねた返
信だろう。手紙の日付はあるが年が判らない。今和佐手取城址の桜は見事満開で、近郷からの
花見客で賑わっている。天正十三（一五八五）年の落城から既に四百二十年の歳月を経ている。

平成十八（二〇〇六）年四月六日

